

保護者様

新潟県立新潟翠江高等学校長

出席(登校)停止について(通知)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の生徒に感染するおそれのある期間は登校できないことになっております。

つきましては、医師の診断及び治療を受けるとともに、治癒後登校するときは、必ず下記の「感染症診断通知書」を生徒本人に持たせ、学校(担任)へ提出してください。

なお、出席(登校)停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※ 病(医)院によっては、下記の「感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきください。

注：○印は、かかっていると思われる病気

学校感染症 第2種 病 名	出席(登校)停止の期間(基準)
	第2種の感染症は、下記の基準の他、 <u>医師により感染のおそれがないと認めるまで出席停止</u> となります。
1 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質による治療が終了するまで。
2 麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
3 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
4 風しん	発しんが消失するまで。
5 水痘	すべての発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)。
6 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
7 結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
8 その他	

専門医様

- 現在かかっている疾病が治癒し、または他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者または生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をしていただき、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

感染症診断通知書

クラス及び氏名	年 組 氏名
---------	--------

病名 _____ 診断日 令和 年 月 日

上記の生徒の疾病は治癒し、または他の生徒に感染するおそれのないことを通知します。

出席(登校)してもよいと認められる日	月 日から
--------------------	-------

病(医)院名または
医 師 氏 名 _____